令和4年農業用免税軽油に係る一括交付期間後の申請について

農業用の軽油引取税免税証については、市町ごとに申請期間を設けて申請の受付をしております。

今回、期間内に申請出来なかった方について、下記により申請を受け付けますので、交付を希望する方はご利用ください。なお、今回の申請期間を過ぎますと、1年分の全量交付ができないことがありますので、御留意ください。

- ■3月3日(木)、3月4日(金) 9時~11時30分、13時~15時30分
- **励**栃木県庁下都賀庁舎第2福利厚生棟2階会議室(栃木市神田町6-6)
- 対析木県税管内全ての市町(栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町)

【申請の際に持参するもの】

- ①免税軽油使用者証
- ②免税軽油の引取り等に係る報告書(※新規申請以外の方)

(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証を添付(原本))

- ③使用者証更新手数料 420円(※新規申請及び使用者証更新の場合)
- ④耕作証明書(※新規申請及び耕作面積が変更になった場合)
- ※使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。



- ②新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を 持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
- ③更新手数料420円は、つり銭の無いよう御協力をお願いします。
- ④国税及び地方税の差押え等の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
- ⑤新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止のため、マスクの着用及び手指の消毒の御協力をお願いします。 また、発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせるようお願いします。

間栃木県税事務所 軽油引取税調查担当 ■0282(23)6882



【地域別最低賃金】

すべての労働者に適用されます。なお、下記の特定最低賃金が適用となる場合は、その特定最低賃金の時間額以上の賃金を支払う必要があります。

最低賃金の件名	時間額	効力発生日	
栃木県最低賃金	882円	令和3年10月1日	

【特定最低賃金】

次の6産業を含む使用者とその産業に従事する労働者が適用されます。なお、18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

最低賃金の件名	時間額	効力発生日	
塗料製造業	992円		
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	939円		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	940円	A TRO TO 4 D 0 4 D	
自動車·同附属品製造業	947円	令和3年12月31日 	
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、 医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、 医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	940円		
各種商品小売業	令和3年度改正なし 令和3年10月1日以降、栃木県最低賃金 (時間額882円)が適用されています。		

間栃木労働局労働基準部賃金室 ■028(634)9109

